

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025 年 5 月 30 日

【発行者の名称】

グラントマト株式会社
(Grantomato Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 南條 浩

【本店の所在の場所】

福島県須賀川市狸森字下竹ノ内 9 番地 5

【電話番号】

0248-94-2014 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理本部長 遠藤 誠也

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03) 3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
グラントマト株式会社
<https://www.grantomato.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【公表されるホームページのアドレス】

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第 3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第 27 条の 34 において準用する法第 22 条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第30期 (中間)	第31期 (中間)	第32期 (中間)	第30期	第31期
会計期間	自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 2 月 28 日	自 2023 年 9 月 1 日 至 2024 年 2 月 29 日	自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日	自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日	自 2023 年 9 月 1 日 至 2024 年 8 月 31 日
売上高 (千円)	5,590,449	6,401,431	8,409,095	12,824,236	14,541,070
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△25,615	△11,199	230,695	217,683	329,698
中間(当期)純利益 又は中間純損失(△) (千円)	△14,447	174	153,981	249,428	270,519
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	30,000	30,000	78,000	30,000	78,000
発行済株式総数 (千株)	1,920	1,920	2,000	1,920	2,000
純資産額 (千円)	508,142	733,794	1,204,120	772,019	1,100,138
総資産額 (千円)	6,745,635	7,314,983	7,853,431	5,871,558	5,653,603
1株当たり純資産額 (円)	264.65	382.18	602.06	402.09	550.06
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	20.00 (—)	25.00 (—)
1株当たり中間(当期)純利益 又は中間純損失(△) (円)	△7.52	0.09	76.99	129.91	138.87
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.5	10.0	15.3	13.1	19.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,384,766	△1,183,274	△1,570,006	88,183	539,154
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△127,153	△440,399	△202,018	△118,343	△594,040
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,506,569	1,511,161	1,971,449	98,928	△499,495
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,043,082	1,004,687	762,243	1,117,201	562,820
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	143 (289)	150 (279)	136 (259)	145 (290)	149 (269)

- (注) 1. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益は、重要性の乏しい関連会社のみのため記載しておりません。
3. 第30期中間会計期間、第31期中間会計期間及び第32期中間会計期間並びに第30期事業年度及び第31期事業年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を(外数)で記載しております。
5. 第30期及び第31期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。また、第30期中間会計期間、第31期中間会計期間及び第32期中間会計期間の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの中間監査を受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係
(持分法非適用関連会社) グランユズリハ(株) (注)	福島県 須賀川市	2,000	農業サービス	50	当社事業に関連 役員兼任1名 金融機関からの資金 調達に係る保証

(注) 2023年12月13日に設立し、重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外したものであります。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年2月28日現在

従業員数 (人)	136 (259)
----------	-----------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を(外数)で記載しております。

2. 当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（2024年9月1日～2025年2月28日）における我が国経済は、経済活動の正常化を背景に雇用・所得環境が改善する中で、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、不安定な国際情勢、円安の長期化、原材料価格やエネルギー価格の高騰及びアメリカの関税政策により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

農業情勢は、全般的には生産コストの価格転嫁が進んでおり、暴落したコロナ禍以前の価格水準を超え、農業経営が成り立つ水準まで回復しております。また、農業者人口は引き続き減少しているものの、大型農業生産組織が拡大することで、一定の生産水準を保っております。

こうした中、温暖化による気候変動が今後の農業形態を大きく変える可能性が出てきており、農業生産物の品質へ影響を及ぼしているなど、楽観できる状況にはなく、激変に対応しながら積極的に事業を展開していく考えです。これを踏まえ、農業生産者や消費者、各メーカーの皆様をつなぐサービスを提供する企業として、中期経営計画のもと事業の拡大と持続的成長のための基盤強化の実践に取り組んでまいりました。

営業概況としては、当社の主力サービスであるストア販売部門は、営業スタイルのレベルアップと商品力の向上と活発な営業展開により、売上高は堅調に推移しました。

農産流通部門は、米の集荷数量拡大に向け主力地盤である福島県の会津・県中・県南エリアの強化に加え、北関東茨城県西地区・栃木地区の強化を行い同エリアへの積極展開を行いました。

販売面においては、保管と精米設備投資による生産能力と品質の向上、ネット販売のプロモーションの実施により、インターネットの米販売が大きく拡大しました。

また、国内個人の消費増と外食需要増加に加え、地震や台風などによる個人備蓄が見られ、業務用米の需要も増加したことから、流通・取引価格は上昇し、販売及び収益は大きく伸長しました。

FDC・インターネット販売部門は、消費財や農業関連商品等の価格の上昇はあった一方で、中期経営計画に基づく売価統制を強化したことにより、販売は一定程度減少しましたが、利益改善は順調に進んでおります。

これにより、ストア販売部門は5,258,963千円（前年同期比8.2%増）、農産流通部門は2,655,897千円（同241.1%増）、FDC・インターネット販売部門は481,910千円（同35.9%減）、その他は12,324千円（同1.1%減）となりました。

収益面においては、従業員のQOL向上の為に積極的な賃上げを行い、また設備投資を行い生産性が向上したことが好影響をもたらしました。

具体的には適正売価の推進並びにプライベート商品開発と販売が増大、精米工場の効率的な運用と出荷体制により顧客満足度の向上、自社生産種苗の魅力的なアイテム追加と施設増強による生産量の増大、新事業の農業生産支援事業が順調に拡大したこともあり、生産から販売までの垂直統合がさらに進化し、当初予想を上回る収益を確保することができました。

以上の結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高8,409,095千円（前年同期比31.4%増）、営業利益246,209千円（前年同期は営業損失6,494千円）、経常利益230,695千円（前年同期は経常損失11,199千円）、中間純利益153,981千円（前年同期は中間純利益174千円）となりました。

当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は前中間会計期間末に比べ242,443千円減少し、762,243千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは1,570,006千円の支出（前年同期は1,183,274千円の支出）となりました。税引前中間純利益231,691千円、棚卸資産の増加1,222,386千円、前渡金の増加683,738千円、仕入債務の増加166,847千円が主な変動要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは 202,018 千円の支出(前年同期は 440,399 千円の支出)となりました。有形固定資産の取得による支出 197,154 千円が主な変動要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは 1,971,449 千円の収入(前年同期は 1,511,161 千円の収入)となりました。短期借入金の純増加額 1,991,000 千円、長期借入金の純増加額 254,449 千円、社債の償還による支出 224,000 千円、配当金の支払いによる支出 50,000 千円が主な変動要因であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりとなります。

事業部門の名称	当中間会計期間 (自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日)	前年同期比(%)
ストア販売部門 (千円)	5,258,963	108.2
農産流通部門 (千円)	2,655,897	341.1
F D C ・ インターネット販売部門 (千円)	481,910	64.1
その他 (千円)	12,324	98.9
合計 (千円)	8,409,095	131.4

(注) F D C は、福島ディストリビューションセンターの略称です。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2024年11月29日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しています。

当社ではフィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年8月31日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった

旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役

の決定を含む。) についての書面による報告を受けた日)

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合 (③ b の規定の適用を受ける場合を除く。) は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為 (i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合 (当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。) が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策 (以下「ライツプラン」という。) のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入 (実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定 (持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。
d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
e 上場株券等より議決権の多い株式 (取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会におい

て一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6【研究開発活動】

当社は、「アグリ市場における好循環スパイラルによって、農業生産者や消費者、各企業の皆様をつなぐサービスを創出し提供する」という経営方針を掲げ、アグリソリューション事業を展開しております。こうした経営方針に基づき、新たな「製品」や「サービス」の開発に加え、地球環境に配慮し、SDGsの理念に資する「製品」や「サービス」の開発と「ビジネス分野」の開拓を目的に、日々、研究を重ねております。

これらの取り組みにおいては、高品質な米や種苗の製品化など着々と成果を上げており、今後も引き続き、農業生産者と消費者双方の利益が最大化するよう、日本農業の発展に貢献すべく、鋭意努力してまいります。

当中間会計期間における当社が取り組んだ研究・開発事項に関連して支出した費用の総額は 47,701 千円であり、主な研究・開発内容は以下のとおりであります。

- (1) 米の高品質な生産加工技術の開発
- (2) 米の作付けから収穫の生産性向上に資する従来の方法によらない革新的な技術の開発
- (3) 野菜、果樹及び苗などの品質向上と新たな商品開発

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は 5,481,508 千円で、前事業年度末に比べ 2,124,323 千円増加いたしました。現金及び預金の増加 205,362 千円、商品の増加 1,214,236 千円、前渡金の増加 683,738 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は 2,371,922 千円で、前事業年度末に比べ 75,504 千円増加いたしました。有形固定資産の増加 76,227 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は 4,699,033 千円で、前事業年度末に比べ 1,905,450 千円増加いたしました。買掛金の増加 164,274 千円、短期借入金の増加 1,991,000 千円、1 年以内償還予定の社債の減少 224,000 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は 1,950,278 千円で、前事業年度末に比べ 190,395 千円増加いたしました。長期借入金の増加 188,465 千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は 1,204,120 千円で、前事業年度末に比べ 103,981 千円増加いたしました。中間純利益 153,981 千円による利益剰余金の増加が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

経営成績の概況については、「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの概況については、「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(2025年2月28現在)

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。
なお、最近日現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1)重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完成予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
グラントマト 会津第二倉庫 (福島県喜多方市)	米貯蔵倉庫	300,000	—	自己資金及 び借入金	2024.10	2025.9	(注)

(注) 1. 当社の報告セグメントは、「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

2. 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため記載を省略しております。

(2)重要な設備の除去等

重要な設備の除去等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2025年5月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,680,000	5,680,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	7,680,000	5,680,000	2,000,000	2,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年4月26日 (注)	80,000	2,000,000	48,000	78,000	48,000	114,000

(注) 1. 2024年4月1日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2024年4月26日付け第三者割当による募集株式発行を実施し、資本金及び資本準備金への振替えを行っております。

2. 2025年5月30日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が66千株、資本金及び資本準備金が、それぞれ49,500千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

2025 年 2 月 28 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合 (%)
有限会社南條商店	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内 9 番地 8	1, 183, 200	59. 16
グラントマト従業員持株会	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内 9 番地 5	273, 700	13. 69
南條 浩	福島県石川郡古殿町	100, 200	5. 01
南條 一樹	福島県須賀川市	60, 000	3. 00
石井 康雄	福島県岩瀬郡鏡石町	50, 000	2. 50
緑川 泰由	福島県石川郡古殿町	40, 000	2. 00
佐藤株式会社	福島県郡山市中町 2 番 7 号	31, 000	1. 55
株式会社古谷商店	静岡県静岡市駿河区小鹿	30, 000	1. 50
株式会社おてんとさん	宮城県大崎市古川休塚字南田 9	20, 000	1. 00
根本 吉蔵	福島県石川郡古殿町	20, 000	1. 00
計	—	1, 808, 100	90. 41

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	20,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	20,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第29期	第30期	第31期
決算年月	2022年8月	2023年8月	2024年8月
最高(円)	1,200	1,200	1,200
最低(円)	1,200	1,200	1,200

(注) 1. 最高、最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 当社株式は、2022年2月25日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年9月	10月	11月	12月	2025年1月	2月
最高(円)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
最低(円)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

(注) 最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

3 【役員の状況】

2024年11月29日付の発行者情報公表日後、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 8 月 31 日)	当中間会計期間 (2025 年 2 月 28 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	556,880	762,243
売掛金	173,282	76,602
商品	2,283,850	3,498,087
貯蔵品	20,957	29,106
前渡金	127	683,866
前払費用	38,040	42,062
未収入金	280,181	285,586
未収消費税等	—	105,617
その他	7,682	1,274
貸倒引当金	△3,818	△2,940
流動資産合計	3,357,184	5,481,508
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1 1,768,681	※ 1 1,812,943
構築物	385,826	393,519
機械装置	341,521	409,878
車両運搬具	285,847	320,376
器具及び備品	697,000	727,281
土地	※ 1 687,042	※ 1 687,042
建設仮勘定	6,289	3,626
減価償却累計額	△2,070,740	△2,176,972
有形固定資産合計	2,101,468	2,177,696
無形固定資産		
借地権	9,535	9,535
ソフトウェア	42,272	40,303
その他	214	49
無形固定資産合計	52,022	49,889
投資その他の資産		
長期前払費用	18,170	16,552
差入保証金	123,187	126,415
その他	1,570	1,370
投資その他の資産合計	142,927	144,337
固定資産合計	2,296,418	2,371,922
資産合計	5,653,603	7,853,431

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 8 月 31 日)	当中間会計期間 (2025 年 2 月 28 日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	150,802	153,375
買掛金	721,042	885,317
短期借入金	※ 1、3 650,000	※ 1、3 2,641,000
1 年以内償還予定の社債	242,000	18,000
1 年以内返済予定の長期借入金	※ 1 556,572	※ 1 622,556
未払金	251,580	221,965
未払法人税等	123,318	77,709
未払消費税等	15,747	9,234
預り金	30,369	12,303
賞与引当金	33,071	35,063
その他	19,079	22,508
流動負債合計	2,793,582	4,699,033
固定負債		
長期借入金	※ 1 1,540,894	※ 1 1,729,359
繰延税金負債	4,554	4,554
退職給付引当金	29,982	31,077
資産除去債務	174,943	175,779
その他	9,507	9,507
固定負債合計	1,759,882	1,950,278
負債合計	4,553,464	6,649,311
純資産の部		
株主資本		
資本金	78,000	78,000
資本剰余金		
資本準備金	114,000	114,000
資本剰余金合計	114,000	114,000
利益剰余金		
利益準備金	5,968	5,968
その他利益剰余金		
特別償却準備金	17,899	17,899
繰越利益剰余金	884,271	988,253
利益剰余金合計	908,138	1,012,120
株主資本合計	1,100,138	1,204,120
純資産合計	1,100,138	1,204,120
負債純資産合計	5,653,603	7,853,431

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023 年 9 月 1 日 至 2024 年 2 月 29 日)		当中間会計期間 (自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日)	
売上高		6,401,431		8,409,095
売上原価	※ 1	5,129,664	※ 1	6,747,099
売上総利益		1,271,766		1,661,996
販売費及び一般管理費	※ 1	1,278,261	※ 1	1,415,786
営業利益又は営業損失(△)		△6,494		246,209
営業外収益				
手数料収入		1,447		814
駐車場収入		5,150		4,922
雑収入		5,972		4,871
その他		354		532
営業外収益合計		12,924		11,142
営業外費用				
支払利息		17,628		26,656
営業外費用合計		17,628		26,656
経常利益又は経常損失(△)		△11,199		230,695
特別利益				
固定資産売却益	※ 2	11,462	※ 2	996
特別利益合計		11,462		996
特別損失				
固定資産売却損	※ 3	0	※ 3	—
特別損失合計		0		—
税引前中間純利益		263		231,691
法人税、住民税及び事業税	※ 4	88	※ 4	77,710
法人税等合計		88		77,710
中間純利益		174		153,981

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2023 年 9 月 1 日 至 2024 年 2 月 29 日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金				利益 剰余金 合計
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	30,000	66,000	66,000	5,968	26,848	643,202	676,019	772,019	772,019
当中間期変動額									
剰余金の配当						△38,400	△38,400	△38,400	△38,400
中間純利益						174	174	174	174
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	△38,225	△38,225	△38,225	△38,225
当中間期末残高	30,000	66,000	66,000	5,968	26,848	604,977	637,794	733,794	733,794

当中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金				利益 剰余金 合計
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	78,000	114,000	114,000	5,968	17,899	884,271	908,138	1,100,138	1,100,138
当中間期変動額									
剰余金の配当						△50,000	△50,000	△50,000	△50,000
中間純利益						153,981	153,981	153,981	153,981
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	103,981	103,981	103,981	103,981
当中間期末残高	78,000	114,000	114,000	5,968	17,899	988,253	1,012,120	1,204,120	1,204,120

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023 年 9 月 1 日 至 2024 年 2 月 29 日)	当中間会計期間 (自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	263	231,691
減価償却費	96,216	122,865
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△2,700	△878
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,285	1,992
退職給付引当金の増減額(△は減少)	2,864	1,094
受取利息及び受取配当金	△0	△8
支払利息	17,628	26,656
固定資産売却益	△11,462	△996
固定資産売却損	0	—
売上債権の増減額(△は増加)	74,801	96,679
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1,294,244	△1,222,386
仕入債務の増減額(△は減少)	△32,208	166,847
未払又は未収消費税等の増減額	△152,753	△112,130
未収入金の増減額(△は増加)	200,453	△5,405
前渡金の増減額(△は増加)	△83,256	△683,738
長期前払費用の増減額(△は増加)	△19,112	1,618
未払金の増減額(△は減少)	△468	△29,614
その他	32,686	△14,364
小計	△1,170,006	△1,420,077
利息及び配当金の受取額	0	8
利息の支払額	△17,628	△26,656
法人税等の支払額	△3,937	△123,319
法人税等の還付額	8,298	38
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,183,274	△1,570,006
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△422,255	△197,154
有形固定資産の売却による収入	18,661	2,379
無形固定資産の取得による支出	△11,590	△4,215
資産除去債務の履行による支出	△18,180	—
その他	△7,036	△3,028
投資活動によるキャッシュ・フロー	△440,399	△202,018
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	1,425,500	1,991,000
長期借入れによる収入	508,000	550,000
長期借入金の返済による支出	△259,939	△295,551
社債の償還による支出	△124,000	△224,000
配当金の支払額	△38,400	△50,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,511,161	1,971,449
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△112,513	199,423
現金及び現金同等物の期首残高	1,117,201	562,820
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,004,687	※ 762,243

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	5～34年
構築物	8～40年
機械装置	2～17年
車両運搬具	2～6年
器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

(1) 商品の販売に係る収益認識

当社は農業関連資材、農業生産物、食料品等の小売業を主な事業としており、顧客との契約から生じる収益は、主に店舗販売やインターネット販売等における商品売上からなります。

これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。

(表示方法の変更)

(中間貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「前渡金」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の中間財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた7,810千円は、「前渡金」127千円、「その他」7,682千円として組み替えております。

(中間キャッシュ・フロー計算書)

前中間会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「前渡金の増減額」及び「未払金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。この結果、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△51,038千円は、「前渡金の増減額」△83,256千円、「未払金の増減額」△468千円、「その他」32,686千円として組み替えております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年8月31日)	当中間会計期間 (2025年2月28日)
建物	407,393千円	398,647千円
土地	156,868千円	156,868千円
合計	564,262千円	555,515千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年8月31日)	当中間会計期間 (2025年2月28日)
短期借入金	116,862千円	116,862千円
1年以内返済予定の長期借入金	267,984千円	282,264千円
長期借入金	241,154千円	226,874千円
合計	626,000千円	626,000千円

※2 保証債務

関係会社の銀行借入金等に対して、次の通り支払保証をしております。

	前事業年度 (2024年8月31日)	当中間会計期間 (2025年2月28日)
グランユズリハ(株)	20,000千円	20,000千円

※3 当座貸越契約

当社は、運転資金並びに米の仕入資金の効率的な調達を行うため前事業年度(2024年8月31日)は取引銀行11行、当中間会計期間(2025年2月28日)は取引銀行11行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年8月31日)	当中間会計期間 (2025年2月28日)
当座貸越契約の総額	5,350,000千円	5,450,000千円
借入実行残高	500,000千円	2,641,000千円
差引額	4,850,000千円	2,809,000千円

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
有形固定資産	90,925 千円	116,532 千円
無形固定資産	5,291 千円	6,333 千円
合計	96,216 千円	122,865 千円

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
車両運搬具	50 千円	996 千円
土地	11,412 千円	— 千円
合計	11,462 千円	996 千円

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
車両運搬具	0 千円	— 千円
合計	0 千円	— 千円

※4 税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税、住民税及び事業税に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,920,000	—	—	1,920,000
合計	1,920,000	—	—	1,920,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年11月25日 定時株主総会	普通株式	38,400	20.00	2023年8月31日	2023年11月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,000,000	—	—	2,000,000
合計	2,000,000	—	—	2,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年11月23日 定時株主総会	普通株式	50,000	25.00	2024年8月31日	2024年11月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2023 年 9 月 1 日 至 2024 年 2 月 29 日)	当中間会計期間 (自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日)
現金及び預金勘定	989,151 千円	762,243 千円
流動資産その他(預け金)	15,536 千円	0 千円
現金及び現金同等物	1,004,687 千円	762,243 千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2023 年 9 月 1 日 至 2024 年 8 月 31 日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間会計期間 (自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年8月31日）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 社債（1年以内償還予定を含む）	242,000	242,368	368
(2) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	2,097,466	2,056,945	△40,520
負債計	2,339,466	2,299,313	△40,152

当中間会計期間（2025年2月28日）

	中間貸借対照表 計上額（千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 社債（1年以内償還予定を含む）	18,000	18,045	45
(2) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	2,351,915	2,288,052	△63,862
負債計	2,369,915	2,306,097	△63,817

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「売掛金」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時間の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 社債（1年以内償還予定を含む）	—	242,368	—	242,368
(2) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	—	2,056,945	—	2,056,945
負債計	—	2,299,313	—	2,299,313

当中間会計期間（2025年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 社債（1年以内償還予定を含む）	—	18,045	—	18,045
(2) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	—	2,288,052	—	2,288,052
負債計	—	2,306,097	—	2,306,097

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 社債（1年以内償還予定を含む）

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表（貸借対照表）に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に、店舗用の土地又は建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物の経済的残存耐用年数や賃貸借契約の残存期間と見積り、割引率は当該期間に合わせて0.27%から3.77%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
期首残高	195,447 千円	174,943 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— 千円	— 千円
時の経過による調整額	1,726 千円	836 千円
資産除去債務の履行による減少	△19,450 千円	— 千円
履行差額による減少額	△2,780 千円	— 千円
中間期末（期末）残高	174,943 千円	175,779 千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、アグリソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	150,838	173,282
顧客との契約から生じた債権（中間期末（期末）残高）	173,282	76,602
契約負債（期首残高）		
前受金	6	2,048
前受収益	3,601	3,805
	3,608	5,853
契約負債（中間期末（期末）残高）		
前受金	2,048	10,249
前受収益	3,805	2,128
	5,853	12,378

(注) 1. 契約負債は、主に商品の引渡し前に顧客から受け取った前受金及び賃料に係る前受収益を計上したものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。当中間会計期間に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は5,853千円であります。

2. 中間貸借対照表（貸借対照表）において、前受金及び前受収益は「流動負債その他」に含まれます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2023 年 9 月 1 日 至 2024 年 2 月 29 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ストア販売部門	農産流通部門	F D C ・ インター ネット販売部門	その他	合計
外部顧客への 売上高	4,858,964	778,540	751,463	12,462	6,401,431

(注) F D C は、福島ディストリビューションセンターの略称。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はないため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ストア販売部門	農産流通部門	F D C ・ インター ネット販売部門	その他	合計
外部顧客への 売上高	5,258,963	2,655,897	481,910	12,324	8,409,095

(注) F D C は、福島ディストリビューションセンターの略称。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はないため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先は以下のとおりであります。

顧客名	売上高
株式会社古谷商店	1,005,374 千円

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024 年 8 月 31 日)	当中間会計期間 (2025 年 2 月 28 日)
1 株当たり純資産額	550 円 06 銭	602 円 06 銭

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023 年 9 月 1 日 至 2024 年 2 月 29 日)	当中間会計期間 (自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日)
1 株当たり中間純利益 (算定上の基礎)	9 銭	76 円 99 銭
中間純利益 (千円)	174	153,981
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	174	153,981
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,920,000	2,000,000

(注) 前中間会計期間及び当中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(第三者割当による募集株式発行)

当社は、2025 年 5 月 8 日開催の定時取締役会において、以下のとおり第三者割当による募集株式発行することを決議し、2025 年 5 月 30 日に払込手続きが完了いたしました。その概要は次の通りであります。

1. 本第三者割当増資の概要

(1) 払込期日	2025 年 5 月 30 日
(2) 発行新株式数	当社普通株式 66,000 株
(3) 発行価額	1 株当たり 1,500 円
(4) 発行価額の総額	99,000,000 円
(5) 増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額 49,500,000 円 増加する資本準備金の額 49,500,000 円
(6) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てました。 株式会社平成工業 20,000 株 ジャパンリアルティマネジメント株式会社 10,000 株 株式会社鈴商 10,000 株 株式会社富山 10,000 株 株式会社なかよし商会 10,000 株 佐藤燃料株式会社 6,000 株
(7) 資金の用途	新規設備投資及び既存設備更新

２．割当先の概要

名称	株式会社平成工業
所在地	福島県西白河郡矢吹町赤沢 6 3 2 番地 5
代表者の役職・氏名	代表取締役 小室 敏
事業内容	土木工事、建設工事業
資本金	22,200 千円
設立年月日	1992 年 1 月 16 日

名称	ジャパンリアルティマネージメント株式会社
所在地	栃木県大田原市黒羽向町 4 2 番地
代表者の役職・氏名	代表取締役 植竹 雅弘
事業内容	不動産の売買、賃貸、管理及びそれらの仲介・斡旋
資本金	10,000 千円
設立年月日	1905 年 2 月 8 日

名称	株式会社鈴商
所在地	山形県東根市大字蟹沢字長谷 1 3 0 6
代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴木 康德
事業内容	農業資材卸売業
資本金	30,000 千円
設立年月日	1985 年 1 月 16 日

名称	株式会社富山
所在地	新潟市東区卸新町一丁目 9 2 4 番地 8
最寄りの連絡場所	新潟市北区島見町 2 4 3 4 番地 4 3
代表者の役職・氏名	代表取締役 富山 道郎
事業内容	肥料、農薬、農業資材、米穀販売、産直市場の運営
資本金	10,000 千円
設立年月日	1954 年 11 月 1 日

名称	株式会社なかよし商会
所在地	福島県福島市大森字宮ノ前 2 5 番地の 2
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大塚 美好
事業内容	不動産賃貸業、保険代理店業
資本金	10,000 千円
設立年月日	1948 年 9 月 13 日

名称	佐藤燃料株式会社
所在地	福島県郡山市中町 2 番 7 号
代表者の役職・氏名	代表取締役 佐藤 淳
事業内容	石油製品販売業
資本金	70,000 千円
設立年月日	1949 年 5 月 10 日

(２) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 5 月 30 日

グラントマト株式会社
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**
愛知県名古屋市

代 表 社 員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 寺島 洋希

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグラントマト株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グラントマト株式会社の2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。